

# 島根県報

号外第九八号  
平成十五年七月三十一日  
(木曜日)

訓令  
職員の勤務時間に関する規程の一部改正  
目次  
(人事課)

訓令

島根県訓令第二十二号

本庁  
地方機関

職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第五号)の一部を次のように改正する。  
平成十五年七月三十一日

島根県知事 澄田信義

別表国際課の項中

条例第3条第1項による。  
規程第1条による。

を

附則

この訓令は、平成十五年八月一日から施行する。

4週間について  
8日  
(所属長が職員ごとに指定する。  
4週間ごとの期間について、  
1週間当たりの勤務時間が  
40時間になるように所属長  
が割り振る。

4週間について  
8日  
(所属長が職員ごとに指定する。  
4週間ごとの期間について、  
1週間当たりの勤務時間が  
40時間になるように所属長  
が割り振る。

を

同	左
同	左

に改め、同表消防防災課の項中

に改める。

平成15年 7月31日

島根県報

号外第98号 (2)

平成十五年七月三十一日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金二千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行